

# 第2回魚沼市地域クラブ活動推進委員会

(全体進行：米山管理指導主事)

<次第>

- 1 開会のあいさつ 松田 光正 委員長 (3')  
樋口 健一 教育長 (3')
- 2 議事 議長：委員長
  - (1) 報告(質疑含む)
    - ① これまでの国の施策の経過 (5')【資料1】
    - ② 今後の国の施策の概要 (5')【資料2】
  - (2) 協議(説明・質疑)
    - ① 新規地域クラブについて (10' + 10')【資料3】
    - ② 地域クラブの大会・コンクール参加について (10' + 10')【資料4】  
《別冊資料参照》
    - ③ 地域クラブ活動参加に対する支援策 (5' + 3')
    - ④ 地域クラブ活動の運営団体について (5' + 3')【資料5】
    - ⑤ 地域クラブ連絡アプリについて (5' + 1')【資料6】  
《別冊パンフレット参照》
    - ⑥ 地域クラブ活動推進委員会の今後の予定 (1' + 1')【資料7】
- 3 連絡等 (1')
- 4 閉会のあいさつ 瀧澤 治 副委員長 (3')

※ 協議の時間目安：(説明時間+協議時間)

令和6年11月29日(金)19:00～20:30  
魚沼市役所 本庁舎 302 会議室

## 魚沼市地域クラブ活動推進委員

| No. | 役職等  | 氏 名   | 所属等                            | 備 考                     |
|-----|------|-------|--------------------------------|-------------------------|
| 1   | 委員長  | 松田 光正 | 魚沼市スポーツ協会会長                    |                         |
| 2   | 副委員長 | 瀧澤 治  | 魚沼市文化協会会長                      |                         |
| 3   | 委員   | 上村 伯人 | アドバイザー・上村医院院長                  | スポーツドクター                |
| 4   | 委員   | 星 俊寛  | エンジョイスポーツクラブ魚沼マネジャー            | 総合型スポーツクラブ              |
| 5   | 委員   | 岡部 圭助 | 魚沼市PTA連絡協議会会長                  | 小出小PTA会長                |
| 6   | 委員   | 酒井 直子 | 魚沼市PTA連絡協議会副会長                 | 堀之内小PTA副会長<br>堀之内地区母親代表 |
| 7   | 委員   | 八木 勲  | 魚沼市スポーツ少年団本部長<br>魚沼市スポーツ協会事務局長 |                         |
| 8   | 委員   | 岩田 孝志 | 魚沼市中学校体育連盟会長<br>魚沼市中学校長会長      | 堀之内中校長                  |
| 9   | 委員   | 角山 泰章 | 魚沼市中学校体育連盟事務局                  | 堀之内中教諭                  |
| 10  | 委員   | 高橋 由規 | 中越吹奏楽連盟事務局員                    | 広神中教諭                   |
| 11  | 委員   | 樋口 健一 | 魚沼市教育委員会教育長                    |                         |

## 事務局

|    |     |       |               |  |
|----|-----|-------|---------------|--|
| 1  | 事務局 | 榎本 康子 | 魚沼市スポーツ協会事務局  |  |
| 2  | 事務局 | 小岩 末代 | 魚沼市文化協会事務局    |  |
| 3  | 事務局 | 大塚 宣男 | 魚沼市教育委員会事務局長  |  |
| 4  | 事務局 | 青柳 洋介 | 同 生涯学習課長      |  |
| 5  | 事務局 | 佐藤 充  | 同 生涯学習課社会体育係長 |  |
| 6  | 事務局 | 坂大 聡  | 同 生涯学習課社会教育係長 |  |
| 7  | 事務局 | 岡部 忍  | 同 学校教育課長      |  |
| 8  | 事務局 | 米山 智  | 同 学校教育課管理指導主事 |  |
| 9  | 事務局 | 風間 松司 | 同 学校教育課職員     |  |
| 10 | 事務局 | 柳沢 学  | 同 学校教育課指導主事   |  |

## 【資料1】これまでの国の部活動地域移行に関わる施策の概要

### ●平成31年1月

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申）

特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

### ●令和元年11月（衆議院）・12月（参議院）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

### ●令和2年9月

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（スポーツ庁・文化庁・初等中等教育局 事務連絡）

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、**地域部活動を推進するための実践研究を実施する。**その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**

### ●令和4年6月

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」

### ●令和4年8月

「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」

### ●令和4年12月

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁）

#### **学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4年12月スポーツ庁・文化庁)**

学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示

具体的には、**令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す**

### ●令和6年8月～

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（R6年8月～）

#### **地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議(R6年8月～)**

- ・「**改革推進期間**」終了後（令和8年度以降）の改革の方向性や総合的な方策を検討
- ・ **令和6年12月に中間とりまとめ、令和7年春に最終とりまとめ**を行う予定

### ●令和6年10月

上記実行会議ワーキンググループ（地域スポーツ活動・地域文化芸術活動）

#### **6. 次期改革期間の在り方**

- 次期改革期間：「**改革実行期間**」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）

※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手

- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から**地域の実情等にあった望ましい在り方**を見出していくことが重要
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、**受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方**を検討

## 【資料 2】 今後の国の施策の概要

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」資料より

### 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）①

#### 1. 改革の理念

- 急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが改革の主目的
- 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障  
⇒ 上記の理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称は、例えば、「地域展開」などに変更

※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図られることについても考慮

#### 2. 改革推進期間の成果等

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み
- 先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫により、地域クラブ活動のモデルや各種課題の解決のためのノウハウなども明らかとなってきた
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要

#### 3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手（先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組むなど）
- 既に改革に着手している地方公共団体においては、地域の実情等に応じて、更に取組を深化
- 改革の理念を実現することが最も重要であり、その実現のための手法については地域の実情等に応じた多様な形態を想定

#### 4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが重要
- 都道府県によるリーダーシップや市区町村へのサポート、複数の市区町村による広域連携の取組も重要
- 地域クラブ活動の運営体制については、実証事業等を通じて蓄積された多様なモデルを参考に、地域の実情等に応じて整備することが重要

#### 5. 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるとともに、地域ならではの新たな価値を創出することが重要  
<新たな価値の例>  
子供たちのニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合を含む）、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を越えた仲間との獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動など
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るもの（従来の部活動の在り方に囚われる必要はない）  
※民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を国として示す必要

#### 6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）  
※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出していくことが重要
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討

#### 7. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が重要
- こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、地域クラブ活動と部活動に関する記載の在り方を検討（※最終とりまとめまでに更に議論を深める）

#### 【最終とりまとめまでに検討する主な事項（個別課題への対応等）】

1. 「地域クラブ活動」の実施体制の在り方
2. 指導者の質の保障と量の確保
3. 「地域クラブ活動」を行う活動場所
4. 活動場所への移動
5. 競技大会運営の在り方
6. 保護者等関係者理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制
8. 特別支援学校等における部活動改革
9. 費用の負担の在り方

## 検討体制（案）

### 実行会議

#### 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

##### 【主な議事】

- 地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策について
- 令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について
- ガイドラインの見直しの論点整理について

##### 【委員構成】各団体の役員等

（経済界、地方団体、推進自治体、学校関係者、PTA、スポーツ・文化団体、弁護士、マスコミ等）

##### 【開催頻度】3回程度／年

※スポーツ庁、文化庁が合同で開催。

### WG

#### 地域スポーツクラブ活動WG

##### 【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方（困窮世帯への支援含む）
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

##### 【委員構成】各団体の実務者等

（推進自治体、学校関係者、事業者、スポーツ団体、競技団体等）

##### 【開催頻度】4回程度／年

※スポーツ庁

#### 地域文化芸術活動WG

##### 【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方（困窮世帯への支援含む）
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

##### 【委員構成】各団体の実務者等

（推進自治体、学校関係者、文化団体、実施団体）

##### 【開催頻度】4回程度／年

※文化庁

※上記の他、地域スポーツクラブ活動体制整備事業において、実証事業等の調査・分析を実施

## 実行会議等のスケジュール（案）

|                                            | 8月  | 9月  | 10月 | 11月              | 12月              | 1月 | 春頃 |
|--------------------------------------------|-----|-----|-----|------------------|------------------|----|----|
| <b>実行会議</b><br>地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 | 第1回 |     |     | 第2回<br>※取りまとめ（案） | 第3回<br>※取りまとめ（案） |    |    |
| <b>WG</b><br>地域スポーツクラブ活動WG                 | 第1回 | 第2回 | 第3回 |                  | 第4回              |    |    |
| <b>WG</b><br>地域文化芸術活動WG                    | 第1回 | 第2回 | 第3回 |                  | 第4回              |    |    |

※実行会議、WGについては必要に応じて追加開催。

### 【資料3】新規地域クラブについて

#### 1 陸上競技

- (1) 打合せ状況
  - ・ 協会役員と指導者確保、活動体制について協議を継続
- (2) 見通し等
  - ・ R 7. 4 から、休日（土曜日）を合同練習としてクラブ化を検討
  - ・ 会場は、市内中学校グラウンドを予定（雨天時に体育館が利用できるよう調整）
  - ・ 継続的に活動できる指導者は現段階では 1 名

#### 2 ソフトテニス

- (1) 打合せ状況
  - ・ 協会関係者、部活動指導員と活動体制について協議を継続
- (2) 見通し等
  - ・ 市内全体を 1 クラブ化し、活動は 2 校程度ずつを組み合わせる等して合同練習
  - ・ 合同練習の分け方は、学校単位、学年単位、前衛後衛別、ランキング別等を検討
  - ・ 現在のスポーツ少年団活動を地域クラブに位置付け、部活動と併用することを検討
  - ・ 会場は、屋外は、学校テニスコート・月岡公園テニスコート、屋内は、堀之内中学校体育館、広神中学校体育館、湯之谷中学校体育館、堀之内体育館、魚沼市総合体育館等を予定
  - ・ 継続的に活動できる指導者は 6 名

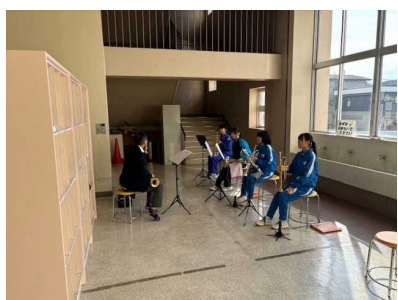
#### 3 バレーボール（新規）

- (1) 打合せ状況
  - ・ バレーボール協会と協議の結果、予定していた指導員のうち 2 名が市外のクラブの指導者になったことで、指導者の見通しが立たなくなった。R 7. 4 の新規クラブ開設は不可能なので、再度指導者の確保を進める意向

#### 4 吹奏楽

- (1) 打合せ状況
  - ・ R 7. 4 クラブ開設に向けて、顧問、部活動指導員、関係者、管理職との打合さを 11/26(火)に実施
- (2) 見通し等
  - ・ 11/16(土)に活動候補場所の湯之谷小第 2 体育館で、魚沼北中、広神中、小出中吹奏楽部の試し練習会を実施し、今後も 1/25(土)、2/1(土)にも練習会を行う予定

#### ※試し練習会の様子



- ・ 地域移行クラブのモデルとして、2/7(土)に群馬県藤岡市で行われる西関東バンドクリニックに、新潟県代表として参加予定（遠征費等は吹奏楽連盟が負担）
- ・ 継続的に活動できる指導者は 3 名

## 5 合唱

### (1) 打合せ状況

- ・ 湯之谷中音楽部（合唱系）顧問、部活動指導員、湯之谷中教頭等と協議を継続

### (2) 見通し等

- ・ 活動場所は、湯之谷中併設の世代間交流施設 2 階研修室を予定



- ・ アップライトピアノを設置予定（旧入広瀬小から移設）
- ・ 活動日は、火・木の終学活後から 18 時くらいまでを予定
- ・ 活動開始時期については、湯之谷中生徒、保護者の意向を確認（R 7. 4 又は R 7. 9）
- ・ 継続的に活動できる指導者は 3 名

【資料４】地域クラブの大会、コンクール参加について

1 スポーツクラブのR 6 中体連大会参加状況及びR 7 見込み

(1) 活動中の地域クラブ

| No | 地域クラブ活動       | 種目    | R 6   | R 7   | 備考                     |
|----|---------------|-------|-------|-------|------------------------|
| 1  | WHITE PHOENIX | 男子バスケ | 合同チーム | 合同チーム | R6 地域クラブ未申請<br>R7 申請予定 |
| 2  | 魚沼 RISE       |       | —     | 合同チーム | R6 地域クラブ未申請<br>R7 申請予定 |
| 3  | 魚沼 BRUINS     | 女子バスケ | 合同チーム | 合同チーム | R6 地域クラブ未申請<br>R7 申請予定 |
| 4  | AMBITIONS     |       | 合同チーム | 合同チーム | R6 地域クラブ未申請<br>R7 申請予定 |
| 5  | 魚沼 JBC        | 軟式野球  | 地域クラブ | 地域クラブ |                        |
| 6  | 魚沼米笑娘 VBC     | 女子バレー | 地域クラブ | 地域クラブ |                        |
| 7  | 魚沼ジュニア卓球      | 卓球    | 各学校単位 | 各学校単位 |                        |
| 8  | 魚沼市柔道連盟       | 柔道    | 地域クラブ | 地域クラブ |                        |
| 9  | 魚沼市剣道連盟       | 剣道    | 地域クラブ | 地域クラブ |                        |
| 10 | 魚沼ジュニアクロカン    | クロカン  | 地域クラブ | 地域クラブ |                        |
| 11 | 魚沼ジュニアアルペン    | アルペン  | 地域クラブ | 地域クラブ |                        |

(2) 来年度開設予定の地域クラブ

| No | 種目     | 中体連申請 | 大会参加形態 | 備考 |
|----|--------|-------|--------|----|
| 1  | 陸上競技   | しない   | 各学校単位  |    |
| 2  | ソフトテニス | しない   | 各学校単位  |    |

(3) 地域クラブ活動の中体連大会参加資格について《別冊資料参照》

(4) R 7 年度以降の新人大会について

2 文化クラブのコンクール参加規程等について

(1) 吹奏楽《別冊資料 P14～15 参照》

(2) NHK全国学校音楽コンクール（合唱）《別冊資料 P16 参照》

## 【資料5】地域クラブ活動の運営団体について

今後、地域クラブ活動の運営を委託するためには、下記のような要件を備える必要がある。  
※令和6年9月6日（金）運営団体ミーティング（新潟県スポーツ協会主催）資料より抜粋

### 運営団体に求められている役割・業務



公益財団法人 新潟県スポーツ協会  
Niigata Sport Association

#### 役割・業務

- 法人格など公益性がありガバナンスを確立 → 法人格の有無、諸規程の整備・運用、理事会等の機能
- 財務管理（会計管理、予算・決算、税務処理） → NPO法人会計等の実務能力、公表・公開、監査、謝金の源泉徴収・納税
- 複数エリアで複数競技を総括 → コーディネート力が必要
- 運営方針、方法の決定（会議開催） → 教育委員会との緊密な連携、多様な意見が反映できる仕組み
- 広報活動、参加者募集、受付（会費収受） → 適切なSNS運用、ウェブ申込や会費収受の仕組みづくり
- 活動日程調整・決定、場所の確保、参加者への連絡 → 施設利用調整、連絡方法の確立、緊急時対応
- 指導者の選定・任用、日程調整、研修実施、報酬支払い → 適切な指導者の確保やハラスメント防止研修
- 関係団体間の連絡調整、コーディネート → 多様な関係主体との連携（平日昼間）
- トラブル対応（保護者、参加者、指導者…訴訟対応） → 公平公正な対処力
- スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の遵守 → 自己評価・公表

（県教育委員会「地域スポーツクラブ活動制度設計の手引き」を参照に抜粋・要約）

- ◆ 担当するエリア、人数、団体（種目）数などにも寄るが、この業務をすべて実施するには、専門的知識を有する複数名の常任職員で対応する必要があると思われる。また、コーディネーターとの役割分担も必要。
- ◆ ゼロから新たに運営組織をつくることは、経費的、時間的、能力的にも相当困難ではないか。
- ◆ スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞を遵守（公表）し、マネジメント人材（公認クラブマネジャー、アシスタントマネジャー）を有する「総合型クラブ」や常勤職員がいる市町村スポーツ協会が「運営団体」の有力な候補である。
- ◆ 膨大な業務量に対応する経費（人件費、事務費）をどう確保するか課題。

運営団体の負担を軽減し、スタートしやすくするために、例えば…

- 市町村行政と運営団体で役割分担する。（例：トラブル対応は行政で担当など）
- 複数の運営団体を総括する「管理主体」を設置し、役割分担する。（例：方針決定や保険・会計は、管理主体で担当）
- 実施主体（競技団体、クラブチーム等）で担当する業務を増やす。 など、『分担』『省力化』を検討する。

【資料6】地域クラブ連絡アプリについて **《別冊パンフレット参照》**

各地域クラブ内での練習予定の共有、出欠連絡等を行うための専用アプリケーションを地域クラブ活動をスムーズに行うために導入してはどうか。

費用：生徒一人あたり年額880円～1320円（税込）

※保護者、地域クラブ指導者、教育委員会関係者等は費用負担なし

試行：令和7年度1年間は費用負担なしで利用可能

令和8年度から利用する場合は、参加者からの追加負担はせずに地域クラブの運営費から支出を予定

【資料7】地域クラブ活動推進委員会の今後の予定

第3回 2～3月

内容 令和6年度地域クラブ活動のまとめ  
令和7年度以降の部活動地域移行の見込み  
令和7年度国、県の補助事業について

## 魚沼市地域クラブ活動推進委員会設置要綱

令和 5 年 6 月 14 日  
教育委員会告示第 4 号

### (設置)

第1条 魚沼市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内に住所を有する中学校生徒の地域スポーツクラブ及び地域文化クラブ(以下「地域クラブ」という。)活動に関し、今後の在り方並びに起こり得る諸問題について協議及び検討するため、魚沼市地域クラブ活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、今後の地域クラブ活動の在り方について提言するものとする。

- (1) 関係者の合意形成に関すること。
- (2) 事業の実施方針の決定に関すること。
- (3) 地域クラブ活動における実践の共有や検証に関すること。
- (4) 域内への普及方法の検討に関すること。
- (5) その他、地域クラブ活動を取り巻く環境整備に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 魚沼市スポーツ協会会長及び事務局長
- (2) 魚沼市文化協会会長
- (3) 魚沼市内スポーツ関連団体代表
- (4) 魚沼市スポーツ少年団指導者代表
- (5) 魚沼市中学校体育連盟会長及び事務局の職にある教諭
- (6) 中越地区吹奏楽連盟加盟団体市内代表
- (7) 魚沼市PTA連絡協議会代表
- (8) 魚沼市教育委員会教育長

2 委員会は、前項に定めるもののほか、専門的な見地からの意見を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。

2 教育委員会は、地域クラブ活動に関して協議する必要がある事項が発生したときは、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(魚沼市部活動検討委員会設置要綱の廃止)

2 魚沼市部活動検討委員会設置要綱(令和2年魚沼市教育委員会告示第2号)は、廃止する。